

本来の「学校づくり」を真ん中に

山教組が県教委に要求書を提出

県教委からの通知は、「夏休み・冬休みを短縮し六校時の日を増やせば、教育課程は終わらせることができる」と、机上の計算だけです。でも学校は授業だけでなく、様々な行事や学級での子どもたちの人間的な関わり合いの中で、多面的な成長を図る場です。

だからこそ、授業時数の確保だけではない、本来の学校をどう取り戻すかについて、先生方の努力が続けられています。

山教組・市教組ではこの間、学校の現状を集約し、当面の課題を整理して要求書として県教委に提出しました。まもなく交渉が行われます。

特に、免許更新講習や初任研などの法定研修について、当面延期とはなったものの抜本的な対応が示されていないこと、子ども下校後の先生方による消毒作業が大変な負担になっていることなどについて、改善を要求

三か月ぶりの学校再開から間もなく一か月。どの学校でも、子どもたちの心のケアと安全を最優先にしながら、正常な軌道に乗せるために懸命の努力が続いています。

新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急要求書

山形県教育委員会
教育長 菅間 裕晃 様

全山形教職員組合
執行委員長 福岡 修三

- 今後、感染レベルを低減させながら学校教育活動を継続するために、20人以下学級を展望し、教職員を大幅に増やすよう、次のことを強く要望すること。また本県においては、さんさんプランを多人数単学級にも導入すること。
 - 加配による単年度の教職員定数改善ではなく、義務・高校標準法を改正し、教職員定数を抜本的に改善すること。
 - 特別支援学級の編制標準を6人に改善すること。
- 学習指導要領の弾力的な運用を認めるよう文部科学省に要求するとともに、運用方法の具体例を市町村教育委員会に示すこと。
- 学習内容、授業時数、評価については、教育課程の編成は各学校が行うものであるという原則を順守し、各学校の実態に合わせ、児童生徒や教職員にとって過重な負担とならないよう市町村教育委員会を指導すること。
- 県教委が主催・共催する研究指定・公開研究会を中止し、各学校が自主的に運用できる時間を確保できるように指導すること。市町村教委の研究会も同様に指導すること。
- 今年度の「初任者研修」「中堅教諭等資質向上研修」は中止するように国に働きかけること。また教職5年経験者研修は廃止すること。
- 消毒液、液体石鹸、体温計、必要な教職員や子どもに対するマスクなどを確保するために予算措置を講じること。
- 校内の消毒活動を教職員がおこなうのではなく専門の業者を配置すること。
- 登下校時も含めた熱中症対策に万全を期すとともに、夏季休業期間の適切な設定のあり方について市町村教育委員会を指導すること。また早急にすべての普通教室・特別教室へのエアコン設置を進めること。
- 来年度の県立学校入学者選抜の出題範囲や内容、出題方法について、出身学校間の差が生じないよう対応すること。
- いっそう長時間労働をまねく恐れのある「1年単位の変形労働時間制」を導入しないこと。

6月議会終了を待って要請を行う予定です。

米沢市は6月市議会に新型コロナウイルス対策としての補正予算を提案し、その中に米沢市の全小中学生を対象とした「天元台トレッキング」が盛り込まれています。主官は産業部観光課です。

このことについて市教組は六月八日、市教委に経過をたどしました。市教委の回答は、おおむね以下の通りです。

- 観光課からは問合せがありアドバイスをした
- 市教委としても、コロナで

自粛を強いられた子どもたちにリフレッシュの機会を提供するのは有意義と考えている

- この事業を入れても、長期休業の短縮や編制の工夫で、年度内に教育課程を修了することは可能と見込んでいる
- 低学年は天元台に代えて地域巡回でもいいし、冬季のスキー授業として実施することも可能だと思う

市教組は次のような懸念を市教委に示し、適切な対応を要請

① どの学校でも、授業日数・時数の確保に懸命な状況にある。一方で夏休みをきりぎりまで削りながら、一方で天元台でリフレッシュをと言われても、事前事後の指導も必要であり、余裕を持った対応ができない。

② バス会社や旅行会社の支援のために、学校が利用されているような感は否めない

③ 天元台への支援については、これまでの経緯からして問題だとする意見が出る可能性がある（裏面に続く）

教組米沢

第15号

2020年 6月26日 発行

米沢市教職員組合

米沢市門東町2-3-27
米沢教育と文化の会館
TEL (0238) 23-1542
FAX (0238) 23-1560
https://yonezawa-tu.jp/
Mail : ytuandztu@lemon.plala.or.jp

天元台トレッキングについて

天元台への支援

何が問題か

旧・天元台（吾妻観光開発）は二〇〇二年、スキー場事業から撤退し、リフト・ロープウェイなどを米沢市に無償譲渡しました。市はその後、山形銀行や信用金庫とともに、第三セクターの新社「西吾妻ロープウェイ」を設立しました。その後社名を現在の「株式会社・天元台」と改め、米沢市は筆頭株主として、現職の中川市長と産業部長が取締役に就任しています。（これまでも歴代の市長と産業部長が取締役に就任しています）

つまり天元台への支援は、身内への支援ということになります。

二〇〇二年の新社設立のときに、当時の高橋幸翁市長が「市が損失補填や借入補償することはしない」と表明していますが、昨年もロープウェイ修理や運営支援の補助金支出をめぐって、根拠が不十分として市議会が紛糾した経緯があります。



連載「働き方の総点検」

③ 時間外勤務と教職調整額

勤務時間が終われば職場を後にできる、もし仕事が残れば「残業代」が出る……こんな「世の中では当たり前」のことが学校にはありません。なぜこのようなことになったのでしょうか。歴史を振り返ってみましょう。

1 「時間外手当」を出さないのは違法

～最高裁判決で確定していた！

戦後、「教員には時間外勤務を命じない。時間外手当も支給しない。」とされてきましたが、時間外勤務は恒常化し、1960年代に入ると、全国各地で「時間外手当」の支払いを求める裁判が次々と起こされました。その判決はほとんど「時間外手当の請求権」を認めるもので、政府は追い詰められました。（これらの裁判は1972年に最高裁判所で勝訴で確定しています）

この裁判の行方に動揺した政府は、時間外勤務の全国調査を実施し、その結果をもとに1971年、「時間外手当を支給しない代わりに4%の教職調整額を支給する」とした特別措置法（いわゆる給特法）を成立させました。なおこの時、4%の根拠とされたのが、「1週間の平均時間外勤務＝1時間48分」という調査結果で、これがそのまま現在まで続いています。

しかし文科省が2018年に行った勤務実態調査では、「1日の平均勤務時間は11時間30分」で、1週間で16時間15分の超過勤務と、給特法制定当時の約9倍となっています。

ちなみにこの平均時間・平均年齢で、時間外手当が他の公務員と同じように支給されるとすると、毎月の時間外手当の額はなんと「約17万円」にもなります。

2 時間外勤務の「限定4項目」

時間外手当を出さないことに成功した政府ですが、給特法の制定と同時に、時間外勤務を命じる場合の規定を政令として整備しました。これが「超勤4項目」と呼ばれるものです。

公立の義務教育諸学校等の教育職員を正規の勤務時間を超えて勤務させる場合等の基準を定める政令

教育職員については、原則として時間外勤務を命じないものとする。時間外勤務を命ずる場合は、次に掲げる業務に従事する場合であって、臨時又は緊急のやむを得ない必要があるときに限るものとする。

- イ 校外実習その他生徒の実習に関する業務
- ロ 修学旅行その他学校の行事に関する業務
- ハ 職員会議に関する業務
- ニ 非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合

3 現実はどうなっているか

このように法的には整備された時間外勤務の規定ですが、現実にはまったくそうなっていません。大きく3つの理由があげられています。

① そもそも教育の仕事は「無定量」になりがちなこと

子どものため、いい授業のため、わかりやすい教材を、と教育の仕事は際限がありません。これが教師の生きがいでもあるわけですが、様々な課題を持つ子ども・家庭が増え、むしろ授業づくり以外の時間外勤務が増える状況にあります。

② 国・自治体だけでなく、地域の様々なニーズを学校が引き受ける慣習があること

なにか新たな取り組みがあると、「まず学校で子どもたちに」と、安易に学校に持ち込む傾向があります。「まず子どもに作文や絵を書いてもらいましょう」などと学校に頼り、自分たちは表彰状だけ作って、さも立派な活動をしたような気分になっている大人が多すぎます。学校もなんでも引き受け過ぎてきました。

③ 業務量に見合った教職員の定数改善を進めてこなかったこと

最大の問題は、学習内容の多様化、教育的ニーズの増大に伴う業務量に見合った教職員定数の改善を国が怠ってきたことです。文科省は戦後、数年ごとに「教職員定数改善計画」を策定し、教職員の増員をはかってきましたが、2006年に当時の第1次安部政権が第8次計画を見送って以降、新たな改善計画はまったく策定されていません。その後は、教職員を増員するといっても、身分が不安定な臨時教職員を定数加配する、といった期間限定の増員が多く、抜本的な定数改善にはなっていません。

時間外勤務の問題の解決策は、①教職員定数の抜本増と、②正当な時間外手当の支給の2つです。組合はこの2つの要求で運動と交渉を続けています。